

平成 20 年第 1 回横須賀市議会臨時会本会議（5 月 16 日）

総務常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に付託されました議案第 53 号 原子力空母の横須賀配備及び安全性を問う住民投票に関する条例制定について、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、5 月 15 日会議を開き、案の概要及び所見を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、モニタリングポストの設置場所、設置スケジュール及び管理体制、米軍との防災協定の内容、日米合同防災訓練への市民参加、米兵犯罪の再発防止策、ジョージ・ワシントン乗組員への教育方法、原子力空母の安全性についての米軍及び国からの説明の必要性、米海軍横須賀基地従業員への安全対策、条例中の投票運動と公職選挙法の関係、投票の方式における十分と不十分の評価基準、投票の方式の有効性、住民投票と港湾法の関係、港湾法に基づく再協議となる事例、条例の正当性、行政処分の定義、原子炉停止時の電力確保方法、無効署名の原因、災害予防体制における関係機関の連携についてであります。

次いで、討論において、矢島真知子委員から「研政よこすか市民連合は、議案第 53 号について、12 号バースは既に米軍に提供された施設であり、再協議はあり得ないこと、この条例に法律的不備が見受けられること、さらに安全性の説明や安全対策の確保は、市長が市民の先頭に立って行動することは当然のこと、住民投票によらなくても求めていくことはできること、以上の点から、たとえこの条例を成立させたとしても、その目的を達成することは困難であり、署名をした多くの市民の思いにこたえられるものではないと判断し、反対する。」旨の意見があり、また、森ペン委員及び上地克明

委員からも反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、議案第 53 号は、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。